

上市町義務教育学校整備事業
実施方針
【新旧対照表】

令和8年8月
上市町

上市町義務教育学校整備事業
実施方針 新旧対照表

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後	備考
1	1	第1章	第1節	3			3.対象となる公共施設等	本事業で対象とする施設(以下「本施設等」という。)は、次に掲げるものとする。このうち、①②は新設であり、複合化した施設整備を行うものとし、①②を総称して「本施設」とする。③は事業予定地外に立地する既存施設であり、本事業において本施設と一体的に運営を行う施設とする。④は解体・撤去する。 ① 上市町義務教育学校(以下「義務教育学校」という。) ② こども図書館(上市町立図書館分館)(以下「こども図書館」という。) ③ 町立上市図書館(以下「町立図書館」という。) ④ 上市町立上市中学校(以下「既存中学校」という。)	本事業で対象とする施設(以下「本施設等」という。)は、次に掲げるものとする。このうち、①②は新設であり、複合化した施設整備を行うものとし、①②を総称して「本施設」とする。③は解体・撤去する。 ① 上市町義務教育学校(以下「義務教育学校」という。) ② こども図書館(町立上市図書館分館)(以下「こども図書館」という。) ③ 上市町立上市中学校(以下「既存中学校」という。)	
2	6	第1章	第1節	9	(4)		9.本事業の対象範囲	ウ 学校図書館・こども図書館・町立図書館運営業務	ウ 学校図書館・こども図書館運営業務	
3	8	第1章	第1節	13			13. 事業スケジュール(予定)	事業期間 事業契約締結日～令和29年3月末日	事業期間 事業契約締結日(令和9年9月頃)～令和29年3月末日	
4	8	第1章	第1節	13			13. 事業スケジュール(予定)	運営期間 学校給食調理業務及び学校図書館・こども図書館・町立図書館運営業務	運営期間 学校給食調理業務及び学校図書館・こども図書館運営業務	
5	8	第1章	第1節	13			13. 事業スケジュール(予定)	※1期工事:屋外施設等を除く本施設の整備	※1期工事:屋外施設等を除く本施設の整備、駐輪場の整備	
6	8	第1章	第1節	13			13. 事業スケジュール(予定)	※3期工事:屋外施設等の整備	※3期工事:屋外施設等(駐輪場を除く)の整備	
7	10	第2章	第2節	1			第2節 募集及び選定の手順	令和9年8月中旬 仮事業契約(設計及び1期建設業務)の締結	(削除)	
8	10	第2章	第2節	1			第2節 募集及び選定の手順	令和9年9月下旬 本契約(設計及び1期建設業務)の締結(町議会の議決)	令和9年9月下旬 本契約(基本設計)の締結	
9	10	第2章	第2節	1			第2節 募集及び選定の手順	—	令和10年3月上旬 仮事業契約(実施設計、1期建設業務及び維持管理・運営業務)の締結	
10	10	第2章	第2節	1			第2節 募集及び選定の手順	—	令和10年4月上旬 本契約(実施設計、1期建設業務及び維持管理・運営業務)の締結(町議会の議決)	
11	11	第2章	第2節	1			第2節 募集及び選定の手順	令和13年5月下旬 仮事業契約(2期・3期建設業務及び維持管理・運営業務)の締結	令和13年5月下旬 仮事業契約(2期・3期建設業務)の締結	
12	11	第2章	第2節	1			第2節 募集及び選定の手順	令和13年6月下旬本契約(2期・3期建設業務及び維持管理・運営業務)の締結(町議会の議決)	令和13年6月下旬 本契約(2期・3期建設業務)の締結(町議会の議決)	

上市町義務教育学校整備事業
 実施方針 新旧対照表

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後	備考												
13	14	第2章	第3節	2	(5)	エ	第3節 入札参加者の備えるべき参加資格要件	学校図書館・こども図書館・ <u>町立図書館</u> 運営業務を行う者は、～	学校図書館・こども図書館運営業務を行う者は、～													
14	16	第2章	第3節	3	(12)		第3節 入札参加者の備えるべき参加資格要件	ただし、運営業務を行う者のうち、学校図書館・こども図書館・ <u>町立図書館</u> 運営業務を実施する協力企業として本事業に参加しようとする者は、～	ただし、運営業務を行う者のうち、学校図書館・こども図書館運営業務を実施する協力企業として本事業に参加しようとする者は、～													
15	16	第2章	第3節	4			第3節 入札参加者の備えるべき参加資格要件	入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施するSPCを <u>上市町内に設立すること</u> 。なお、事業予定地内に設立することは不可とする。	入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施するSPCを設立すること。 <u>SPCの設立場所は、原則として上市町内とする。ただし、事業費の抑制等で効果が見込める場合には、富山県内とすることを認める。</u> なお、事業予定地内に設立することは不可とする。													
16	22	第4章	第2節	1			整備対象施設	<u>1.整備対象施設</u>	<u>(見出し削除)</u>													
17	22	第4章	第2節	1			整備対象施設	※ 駐車場：計160台程度（一般用100台、職員用60台）	※ 駐車場：計160台 <u>以上</u> （一般用100台、職員用60台 <u>以上</u> ）													
18	22	第4章	第2節	2			運営対象施設	2. <u>運営対象施設</u> 本事業で運営対象とする施設は、整備対象施設である本施設に加えて、事業予定地外の <u>町立図書館</u> である。 <u>町立図書館の概要は次のとおりである。なお、詳細については、要求水準書にて提示する。</u> <table><tr><td>名称</td><td>上市町立図書館</td></tr><tr><td>所在地</td><td>富山県中新川郡上市町南町 19（生涯学習会館 2 階）</td></tr><tr><td>床面積</td><td>約 785 ㎡</td></tr><tr><td>主な諸室</td><td>一般閲覧コーナー、書架、書庫、学習室、対面朗読室、事務室</td></tr><tr><td>蔵書数</td><td>85,450 冊（R4 年度）</td></tr><tr><td>年間利用者数</td><td>32,301 人（R5 年度）</td></tr></table>	名称	上市町立図書館	所在地	富山県中新川郡上市町南町 19（生涯学習会館 2 階）	床面積	約 785 ㎡	主な諸室	一般閲覧コーナー、書架、書庫、学習室、対面朗読室、事務室	蔵書数	85,450 冊（R4 年度）	年間利用者数	32,301 人（R5 年度）	<u>(削除)</u>	
名称	上市町立図書館																					
所在地	富山県中新川郡上市町南町 19（生涯学習会館 2 階）																					
床面積	約 785 ㎡																					
主な諸室	一般閲覧コーナー、書架、書庫、学習室、対面朗読室、事務室																					
蔵書数	85,450 冊（R4 年度）																					
年間利用者数	32,301 人（R5 年度）																					
19	27	第8章	第2節				議会の議決	～、事業契約の締結に関する議案を令和9年9月町議会定例会及び令和13年6月町議会定例会に提出する予定である。	～、事業契約の締結に関する議案を令和10年3月町議会定例会及び令和13年6月町議会定例会に提出する予定である。													
20	33	資料1					リスク分担表	No.76 技術革新 図書館情報システムの更新に関するもの 負担者 <u>事業者 ●</u>	No.76 技術革新 図書館情報システムの更新に関するもの 負担者 <u>本町 ●</u>													